



2007

いっしょ

No. 434号

2月号

鹿部ラグビークラブ 全国大会へ ～2月24日・25日開催～

サントリーカップ 第3回全国小学生タグラグビー選手権道ブロック大会 **優勝**



鹿部ラグビークラブは、函館地区大会を勝抜き、函館の代表として全道大会に出場いたしました。全道大会では、順調に予選リーグを勝抜き、決勝トーナメントへ、昨年敗れている富良野小へそタグズと準決勝で対戦し昨年のリベンジを果たすとその勢いで決勝も競り勝ち第1回目大会に続き2回目の全国大会への切符を手に入れました。

今月の主な内容

- 平成19年鹿部消防出初式…………… 2 P
- 議会からのお知らせ…………… 6～10 P
- 平成18年度教育委員会表彰式、
第24回書初め席書大会…………… 3 P
- 健康へのページ…………… 11 P
- ほたてサービス・デー in 間歇泉…………… 4 P
- 鹿部町地域包括支援センターからのお知らせ… 12 P
- 国民健康保険だよりNo. 2 …………… 13 P
- 水産の艇窓
- お知らせ、行事など…………… 14 P～16 P
- 駒ヶ岳火山活動解説資料（年報）…………… 5 P

平成19年 鹿部消防出初式行われる

鹿部消防団恒例の出初式が、1月2日、中央公民館において行われました。

当日は、松本団長以下六十一名の団員と出来潤婦人消防隊八名、来賓二十五名が参加して行われ、新春に「今年一年の無火災」を誓いあいました。また、消防団活動に永年勤続し功労のあつた方々の表彰も行われました。表彰を受けられた方々は、次のとおりです。

(敬称省略)

消防庁長官随時表彰

◎退職報償

第二分団元副分団長

新田 邦雄

第二分団元部長

小笠原和夫

第二分団元団員

木村 正明

第四分団元団員

八木橋勝則

北海道知事定例表彰

◎二十年勤続章

第四分団班長

山内 秀樹

◎十年勤続章

第一分団団員

中村 憲市

第一分団団員

福村 直仁



管理者表彰

◎三十年勤続章

第三分団分団長

岩島 隆

第三分団副分団長

盛田 武一

第三分団団員

藤林 一也

第四分団団員

盛田 孝之

第四分団団員

渡辺 庄一

第四分団団員

松川 公仁

第四分団団員

挽野 孝志

北海道消防協会長表彰

◎三十年勤続章

第三分団分団長

岩島 隆

第三分団副分団長

盛田 武一

◎二十年勤続章

第一分団班長

坂本 新一

第二分団班長

吉田 雅之

◎十年勤続章

第三分団団員

盛田 孝之

第四分団団員

渡辺 庄一

第四分団団員

松川 公仁

渡島地方支部長表彰

◎功労章

第二分団班長

浦 一

第三分団班長

原田 毅彦

鹿部消防団長表彰

◎優良団員

第一分団班長

松崎 伸康

第二分団班長

野田 順一

この度の受賞、誠におめでとう
ございます。

受賞された方々の益々のご活躍
を期待しております。



平成18年度 教育委員会表彰式

平成18年度鹿部町教育委員会表彰式が、12月12日（火）、中央公民館において開催されました。

この表彰は、当町における学校教育・社会教育の発展に寄与された功績顕著な方に贈られるもので、本年度は次の方々が受賞されました。

社会教育表彰 勤労青少年優良賞



こやました ますよ
小山下 益代 さん



のむら みずえ
野村 みずえ さん

渡島リハビリテーションセンター
介護員として勤務し、身体障害者療
護施設において入所者の指導訓練や
生活援助にあたり、勤務態度も良好
で多くの方からの信望も厚く、福祉
施設にふさわしい職員であり他の模
範となっている。

＝ 第24回書初め席書大会 ＝

1月9日、中央公民館において、幼児から中学生までが参加し、書初め大会が開催されました。

年々参加者が減る中、参加された11名の子ども達は、今年1年の決意を込め大筆を使って「かどまつ」「つよい子」「明るい心」「正月七草」などの学年別の課題を書き上げ、一番出来の良い作品を選び提出いたしました。



【入選者】

- 町長賞 (小5) 佐藤 陽亮
- 渡島福祉会理事長賞 (小2) 米本 七美
- 教育長賞 (小6) 川村 怜奈



今年もやります。
旬のほたてサービス!

ほたてサービスデー in 間歇泉

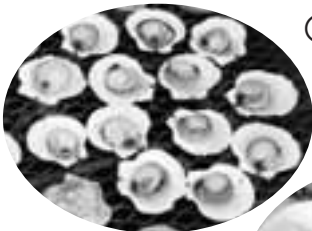
とき ◇2月18日(日)
午前10時～午後3時まで

ところ ◇しかべ間歇泉公園

入園料 大人 300円
小人 200円 (小中学生)
幼児 無料

噴出した間歇泉の温泉を使用した足湯に入り、迫力満点の間歇泉を見ながら、旬の活ほたて炭火焼きやほたて入り中華スープを味わおう!

★旬のほたてを炭焼きでサービス!!



○ほたて試食サービス <午前10時～午後3時>

- ・入園者に活ほたて炭火焼き5枚無料提供
- ・ほたて入り中華スープ無料サービス



○ほたて貝殻はずし大会 <午前11時～午後12時>

- ・間歇泉が噴上げている約45秒で貝殻からはずしたほたての身の数を決めます
- ・参加者がはずしたほたての身は差し上げます
- ・優勝者には、はずしたほたての身のほか、特産品を贈呈します



○ほたて釣りコーナー

- ・制限時間(10分)以内に釣り上げたほたてをプレゼント!
ただし、お一人様5枚まで



○ほたての大即売・
ほたて郵パック受付

- ・大即売会ほたて
15枚(約2kg) 500円
- ・ほたて郵パック
2年貝2kg 入れ1,800円、
3.5kg 入れ2,300円

ほたての即売については公園入口前でも購入することができます。

主催：鹿部町 後援：鹿部温泉観光協会 協力：鹿部町物産協会・鹿部郵便局



議会からのお知らせ

平成18年 第4回定例会

平成18年第4回定例会は、12月6日に招集され、会期を2日間と決め、町長の行政報告の後、一般質問が行われ、その後、承認2件、議案11件、諮問1件、意見案2件を審議し、全て原案のとおり可決し会期を1日残して閉会しました。なお、審議された議案の主な内容は、次のとおりです。

◎承認

△平成18年度鹿部町一般会計補正予算専決処分報告の承認について
地方自治法の規定により、9月25日付けで専決処分したものです。

内容は、第4回全道8人制サッカー大会函館地区大会において決勝リーグで鹿部中学校が3位となり、全道大会への出場が決定したことに伴い、開催地の網走市への引率者も含めた経費58万円を追加措置したものです。

△平成18年度鹿部町一般会計補正予算専決処分報告の承認について
11月27日付けで専決処分したものです。

内容は、ボイルホタテ貝殻リサイクル処理に係る鹿部町水産加工業協同組合に対する補助金として4百万円を追加措置したものです。

◎条例

△鹿部町いこいの湯条例の制定について

鹿部バイパス道路整備事業に架かるため、コミュニケーションプールに併設し、新たに建設した、「いこいの湯」の施設管理運営を円滑に行うため本条例を制定したものです。
尚、従来の鹿部町老人いこいの家条例は、附則にて廃止されました。



鹿部町税条例の一部を改正する条例の制定について
鹿部町税条例は、地方税法に基づき、昭和25年に制定され、この間、法律の改正に伴い、税条例もその都度一部改正がなされてきておりますが、条文において国が示している準則に沿っていない部分もあり、大幅な改正を要することが判明したことから、本条例の一部改正を行ったものです。なお、鹿部町税条例の一部改正となっておりますが、

鹿部町税条例は、地方税法に基づき、昭和25年に制定され、この間、法律の改正に伴い、税条例もその都度一部改正がなされてきておりますが、条文において国が示している準則に沿っていない部分もあり、大幅な改正を要することが判明したことから、本条例の一部改正を行ったものです。なお、鹿部町税条例の一部改正となっておりますが、

中身は全部改正の内容であります。
理由は、附則の規定については全部改正することにより、過去の経過が消えてしまうことから、全部改正ではなく一部改正という表現になっております。

△鹿部町国民健康保険税条例の制定について
国が示している市町村税条例準則においては、市町村の国民健康保険税においても独立した条例となっており、法律の一部改正に伴う改正案も別様とされていることから、今回の税条例の一部改正に伴い、税条例から国民健康保険税の条文を削除し、新たに独立した鹿部町国民健康保険税条例を制定したものです。



◎補正予算

△平成18年度鹿部町一般会計補正予算について
歳入歳出それぞれ4千7

百83万5千円を追加し、予算総額、27億3千7百51万9千円としました。

内容は、北海道知事・北海道議会議員選挙に係る執行経費2百56万7千円の追加、資源ゴミ処理委託料として4百81万9千円の追加、町道水源地道路線の旧工スバイエル、現、竹林木材用地購入費、1千8百万円の追加、町道宮浜道路線改良工事請負費で3百50万円の追加、駒ヶ岳演習場障害防止対策事業工事請負費1千2百10万5千円の追加が主なものです。

△平成18年度鹿部町介護保険事業特別会計補正予算について
内容は、保険給付費の介護サービス等給付費の見込み予定額による3百40万円の減額、高額介護サービス費3百40万円の追加で、補正額が減額と追加額が差し引きゼロとなったための補正額の無い補正で本年度の予算総額に変更はなく、2億2千3百5万1千円のままです。

◎その他

△北海道後期高齢者医療広域連合の設置に関する協

議について

平成18年6月に国会で議決された「高齢者の医療の確保に関する法律」によつて、平成20年4月から75歳以上の方等を対象とした新たな後期高齢者医療制度が創設され、都道府県単位ですべての市町村が加入することが義務づけられております。

この後期高齢者医療制度の施行準備のため、平成18年度の末日までに広域連合を設置することとされており、関係市町村議会の議決により規約を定め、知事の許可を受けなければならぬことから、議会の議決を求めたものです。

△新たに生じた土地の確認について
従来から岸壁、物揚場などの漁港施設として整備を進めておりました鹿部漁港区域内の公有水面埋立て工事完成箇所について、公有水面埋立て法第22条第1項の規定に基づき、北海道知事から認可のあった2、689.98㎡を新たに生じた土地として確認するため、地方自治法第9条の5第1項の規定により議会の議決を求めたものです。



△字の区域の変更について
新たに生じた土地の確認について「に關連するもので地方自治法第260条の規定に伴う一連の手続きで、公有水面の埋立てにより、2、689.98㎡を編入したもので、これにより、本町の面積は、110.59平方キロメートルとなりました。

△渡島地方税滞納整理機構を組織する市町村数の増加及び渡島地方税滞納整理機構規約の変更に關する協議について
平成19年4月1日から、渡島地方税滞納整理機構へ檜山支庁管内の江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町の7町を加入させるための

規約の一部改正であります。これにより、当該機構を組織する地方公共団体は、1市16町となり、名称を渡島・檜山地方税滞納整理機構とし、議会の組織を変更し、地方自治法の改正に伴つて、収入役を会計管理者とするものです。

△渡島廃棄物処理広域連合規約の変更に關する協議について
地方自治法の改正に伴い規約の一部を変更するもので、内容は、助役制度を見直し、助役を副広域連合長とし、現在の構成町の長から選任されております4人に、今の1人を加え5人とするものです。

また、収入役制度についても、収入役を廃止し、会計管理者を置くこととし、更に、補助職員の関係で吏員制度を廃止することによる文言の削除です。

以上の変更について、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めたものです。△南渡島消防事務組合規約の変更に関する協議について
「渡島廃棄物処理広域連合規約の変更に關する協議について」と同様に、南渡

島消防事務組合においても地方自治法第292条の規定により、市町村に關する規定の準用がなされることから、改正地方自治法が適用され、収入役については廃止、また、南渡島消防事務組合に置かれている助役についてもその設置根拠がなくなるため副管理者とするものです。

◎諮問

△公有水面埋立に關する諮問について
公有水面を埋立てする場

合に、公有水面埋立法第2条の規定により、事業主体は知事の免許を受け、その場合、知事は、同法第3条第1項の規定により、地元市町村長の意見を求めることになつております。

町長は、意見を述べようとする際に、同条第4項の規定により議会の議決が必要となることから、議会の議決を求めたもので、知事から諮問あつた係留施設及び輸送施設用地の造成工事に伴つ字本別275番2、273番18地先の公有水面埋立てについては、異議がない旨、回答しました。

◎意見書の提出

次の意見書を可決し、関係省庁等へ提出しました。

◇森林・林業政策の充実と新たな財源措置を求める意見書について

【提出先】
衆議院議長・参議院議長
内閣総理大臣・総務大臣
財務大臣・農林水産大臣
環境大臣



◇医師・看護師の大幅増員・確保対策強化を求める意見書について

【提出先】
内閣総理大臣・総務大臣
厚生労働大臣・財務大臣
文部科学大臣



一 般 質 問

■町内公共施設のバリアフリー化対策について
(質問者)

吉 英樹 議員



当町の防災計画の中で、駒ヶ岳噴火時の避難場所として、リハビリ体育館、小・中学校、総合体育館、中央公民館の5ヶ所が指定されており。

噴火時の避難は長期に渡る事が予想されます。その際には衣食住にあたる寝具、食料、水など十分と言えないまでも、どうか供給される事は日本国内で起きている様々な災害の避難状況を見るテレビ報道などを見てご理解はできます。しかしトイレについて、特に障害を持った方々向けのトイレの整備状況は、避難場所5ヶ所の中で車いすの方々が利用できるトイレが整備されているのは、リハビリ体育館、中央公民館及

び総合体育館の3ヶ所だけだと思えます。

残る2ヶ所の避難場所のトイレ整備も急務と思えますが、町長の見解をお伺いします。

また、その他の町内に数多くある公共施設のバリアフリー対策も遅れている状況にあると言わざるを得ません。

併せて町長の考え方を伺いします。

■防災計画の見直しの中で早急に検討して参りたい。
(答弁者)

川村 茂 町長

ご質問は、町内公共施設のバリアフリー化対策についてということであり、障害のある人が自立して生活し、積極的に社会参加していく上で、まち全体を障害のある人にとって利用しやすいものへと変えていくことの重要性が、近年、広く認識されるようになっております。

当町では、平成15年3月に策定された、高齢者保健福祉総合計画の中で、『本町の公共施設は、昭和40年から昭和60年に建築されたものが多く、建替えや新

築・改修等に手摺やスロープなどのバリアフリー化に努める。』と書かれています。又、平成18年3月に策定されました、新たな福祉総合計画でも、『安全な暮らしの確保』との観点から、バリアフリー化を推進するとしております。

これらの計画を基に、公民館のリニューアル・本別中央会館、鹿部会館、大岩地域会館など改築・新築にはスロープ・手摺などバリアフリーに配慮して参りました、更には、パイパス工事に伴い、憩いの湯は勿論のこと、この度行いました、鹿部公園内のトイレ改修についても、バリアフリー化と水洗化を実施しております。決して遅れている状況とは思っておりませんが、ご指摘の避難所となる小中学校、特に小学校につきましては、今後、長期避難の拠点となる施設として、現在防災計画の見直しを進めておりますので、その中で出来るものであれば早急に検討して参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

■再質問と再々質問の要約
(質問者)

吉 英樹 議員

避難所としても大切ですが、子ども小学校、中学校というのは沢山の児童、生徒が通学している所です。

今の建物には、車椅子のトイレ、スロープさえ着いていない。

子供がけがや病気で歩けなくなつた時に、すぐ対処しなければならぬと思えます。

また、役場の1階や2階のトイレは公共施設として一番、町民や町外の方が利用されていると思いますが、今のままで良いと思われませんか。

■再答弁と再々答弁の要約
(答弁者)

川村 茂 町長

小学校につきましては、防災計画の見直しを進めている所でありまして、避難所の重点施設として位置づけられていることから、バリアフリー化が必要となつて来ると思われますので早急に整備し参りたいと考えております。

中学校についても、年次

計画で考えて参りたいと思つております。

また、役場庁舎については、検討して参りたいと思つておりますので、ご了承願いたいと思えます。

※再質問、再答弁については、要約しております。

■認知症高齢者グループホームの設置について
(質問者)

吉 英樹 議員



平成18年4月から介護保険制度改正に伴い、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられ、高齢者の自立を助ける地域密着型の介護、福祉基盤の整備を自治体の自主性や裁量を生かして推進していくための補助制度があると聞いております。

この地域密着型サービス拠点の一つとして「認知症高齢者グループホーム」の整備があげられております。

当町においてはこの施設が未だ、整備されておらず、その対象となる方々は他の市町の施設利用を余儀なくされている所であります。

入所を希望している人は、まだ相当数いらつしやると思われますが、希望されている多くの方が国民年金受給者で高額な施設利用料金の支払いが困難な為に諦めているのが現状であると思えます。

今後この施設への入所希望者が更に増加していくことが予想されます。

当町でも、この施設整備が緊急課題と考えます。

このような低所得者が利用できるように低料金で利用可能な施設整備の補助制度を活用していくお考えがあるかどうか、町長のご見解をお伺いします。

■民間参入について、町内にある医療機関、社会福祉法人に配慮しながら検討して参りたい。

(答弁者)

川村 茂 町長

認知症高齢者グループホームの設置について、でございますがご質問の内容は今後、認知症高齢者グループ

ホームを低所得者が低料金で利用できる、補助制度を活用する考えが、あるかどうかのご質問だと思えます。

先ず、施設の必要性は十分に承知しております。しかし、議員も御承知のとおり公営での施設整備は困難であると考えております。

そこで、理想とする民間の進出を期待するのであります。鹿部町の福祉、医療に関する需要と供給の実態を考慮して行われるものであると認識しており、新規参入がないところを見れば、経営に係る採算性が取れないとの判断が、現状ではないかと思っております。

しかし、前段で申し上げましたとおり必要性は理解しておりますので、今後は、民間の動きもあると思いますが、町内にある医療機関並びに社会福祉法人に配慮しながら、検討して参りたいと考えておりますので、ご了解を戴きたいと思えます。



委員会の活動

総務経済常任委員会 所管事務調査

◇調査事項
町有林の災害復旧状況と現況について



◇調査実施日
平成18年11月1日

◇調査方法
担当課から説明を受け、現地視察後、提出のあつた資料に基づき、質疑を行った。

◇調査結果
町有林全体の面積408ha(旧南茅部町黒羽尻100haを除く)の内、平成16

4. 36haにトドマツを植栽し、今年度の跡地造林事業を終了している。

残る激甚災害指定箇所跡地造林については、平成19年度に46. 31ha、を植栽し、事業完了予定である。

平成20年以降については、新たに被害が確認された7. 88haの跡地造林を実施する計画となっている。

激甚災害法に基づく森林災害復旧事業の指定箇所についての造林樹種は基本的には前生樹を植栽することとなつてはいるため、トドマツを主に造林することとなっているが、河川周辺等については出来る限りミスナラ等の広葉樹を造林する予定である。

なお、緑資源機構と分収契約をしている、公団造林については、被害発生年の16年度と17年度に於いて、14. 90haの被害木整理と跡地造林を実施し完了済みである。

当町は基盤産業が水産業であり、森林の持つ水源涵養、国土保全機能は漁業振興に大きな役割を果たしていることから、被害地の早期復旧を望むものであり、特に、海洋への培養効果が

年9月の台風18号によって、69. 16haに上る森林に風倒被害が発生した。

町では、これらの復旧のため、激甚災害法に基づく森林災害復旧事業の指定を受け、平成16年度から5カ年計画で復旧を進めている。

被害地の復旧には、風倒による被害木整理が急務であることから、激甚森林災害復旧事業(激甚災)の指定を受けた54. 42ha、指定森林災害復旧事業(指定災)の指定を受けた6. 86haについては、平成17年度中に被害木整理を終了している。

また、今年の雪解け後、新たな被害箇所(宮浜学林)7. 88haが確認されたことから、これについても、18年度で被害木整理を終了している。

被害地復旧のための跡地造林は、今年度から着手されており、平成18年度は春期事業で、激甚災害指定箇所10. 61haにトドマツ、ミヅナラを植栽、秋期事業で同じく激甚災害指定箇所

あるとされる広葉樹の造林を推進し海洋環境の保全と向上に努められたい。

また、一部の町有林において除間伐等の整備を必要とする箇所が見受けられることから、今後とも下刈り、除間伐、枝打ち等、適正な森林の維持管理を望むものである。

民生文教常任委員会 所管事務調査

◇調査事項
「森町リサイクルプラザ」の視察について



◇調査実施日

平成18年11月2日

◇調査方法

現地にて、施設職員による説明を受けその後、施設

見学を行った。

◇調査結果

この施設は、ごみの減量化及び資源化を図り環境への負担を軽減するためのリサイクル施設で平成18年4月から本格稼働している。

施設の事業費は建設工事費7億9千4百44万2千円、施工監理等委託費1千3百12万5千円で総体事業費では8億7百56万7千円となっている。

施設では、一般家庭から排出される缶類、ビン類、ペットボトル、その他容器（プラ製・紙製容器）、発砲スチロール・白色トレイ、古紙類（紙パック、ダンボール、雑誌、新聞紙）がリサイクル処理されている。

缶類は磁気選機によってアルミ・スチールに分けられ圧縮成型機によって成型され、ビン類はコンベア手選別により色分けされる。

ペットボトル及びその他容器は分別後、圧縮包装機により梱包され、発砲スチロール・白色トレイは減容固化機により成型される。

また、古紙類についてはそれぞれ分別され貯留ヤードに収められ、リサイクル処理された成型品は業者によ

り回収され再利用化される。当町は、この施設の単独設置には多額な費用を要することから、供用開始となつた本年4月から事務委託した。

施設での、処理費用（委託料）は1トン当たり、66、885円（税込み）となつており今年度の搬入見込量は、354.85トン、予定処理委託料2千3百74千円を見込んでいるが9月末までの搬入実績で215.2トン、年間見込量の60.6%が搬入されていることから、ごみ減量化に向けた意識啓発の向上と町民のリサイクル活動の促進を望む。

また、この施設での「プラスチック製容器（紫色の袋）のリサイクル協会での品質評価では汚れ（生ごみ混入）、危険品（剃刀など）、医療廃棄物（注射器など）が混入されていることから最も低いDランクに評価され、改善が見ならない場合は引取りを拒否されることとなる大変深刻な状況となっている。

ごみの減量化が町財政の負担軽減となることから、防災無線・町広報、更には

町内会単位での説明会などにより、ごみの分別に関するマナーの向上と資源化に向けた効率的で経済的なごみ処理体制を確立されたい。

あなたも議会を傍聴して見ませんか。



次の定例会は、**3月上旬**に開催される予定です。

（開催日が近くなりましたら町防災無線でお知らせします。）

～手続きは簡単です。～

傍聴席の入り口にある傍聴人名簿に住所と氏名を記入するだけです。



健康へのページ

ほけんし ごんにちは保健師です。

今月の担当は、佐藤 直美です。

こころの健康生活をはじめましょう
うつ病について理解しよう

気分が落ち込む、やる気がでない、元気がでない、これは誰もが日常的にもつ感情です。それに比べて「うつ病」の人の落ち込み、苦しみ、悲しみははるかに深刻なものです。気持ちの切り替えができません。そのまま、つらい状態がいつまでも続きます。自分の意思ではどうにもならない、日常生活にも支障をきたしてしまつ、これがうつ病です。うつ病はこころの病でなく脳の機能障害で、神経伝達機能の失調をおこしている状態です。

◆うつ病は、環境の変化やストレスなど、さまざまな要因が重なり合つて引き起こされると考えられています。これまでと状況が変わつた、大切なものを失つた、そんな時が要注意です。一般的には几帳面、誠実、仕事熱心、責任感が強いといった性格の人がな

◆うつ病の自己チェック（厚生労働省「うつ対策推進方策マニュアル」より）
毎日の生活に充実感がな
い。
これまで楽しんでやれていたことが、楽しめなくなつた。
以前は楽にできていたことが、いまではおつくうに感じられる。
自分が役に立つ人間だとは思えない。
わけもなく疲れたように感じる。

◆うつ病は、環境の変化やストレスなど、さまざまな要因が重なり合つて引き起こされると考えられています。これまでと状況が変わつた、大切なものを失つた、そんな時が要注意です。一般的には几帳面、誠実、仕事熱心、責任感が強いといった性格の人がな

◆うつ病は、環境の変化やストレスなど、さまざまな要因が重なり合つて引き起こされると考えられています。これまでと状況が変わつた、大切なものを失つた、そんな時が要注意です。一般的には几帳面、誠実、仕事熱心、責任感が強いといった性格の人がな

◆うつ病の自己チェック

◆うつ病は、環境の変化やストレスなど、さまざまな要因が重なり合つて引き起こされると考えられています。これまでと状況が変わつた、大切なものを失つた、そんな時が要注意です。一般的には几帳面、誠実、仕事熱心、責任感が強いといった性格の人がな

これらうち、2つ以上あてはまり、その状態が2週間以上、ほとんど毎日続いている、生活に支障が出ている場合、うつ病の可能性を考慮して下さい。



◆もしかして、と思ったら早めに相談
上のチェックで2つ以上に「はい」があったら、ひとりで抱えこまずに、どんな症状がつかいのか、気がかりなのかを医師、保健師などに相談し受診しましょう。

● 治療法 ●

- ・ 休養：家事や仕事から一
定期間離れ、心と体をやすめましょう。
- ・ 薬による治療：脳の働きを回復させます。
- ・ 心理療法：カウンセリング、認知行動療法などを通じ問題解決のサポートを受けます。

● 周囲の人ができること ●

- ・ 言動や行動、体の不調など、「いつもと違うな」という変化に早めに気づくことが重要です。少しでも気になつたら、役場や保健所、医療機関（精神科、心療内科、かかりつけ医）などに相談するよう勧めましょう。

・ うつ病が改善するまでにはある程度時間がかかります。病気を理解し、長い目で見守りましょう。気を使わずに言動がごちなくなる、今までのように接するようにしましょう。

・ うつ病にかかりやすい人は、もともと、がんばり屋で、几帳面、責任感が強い人。そんな人が疲れているのですから、「がんばれ」などの励ましは禁物です。できるだけ心身ともに休ませるようにしましょう。

● 相談機関 ●

- 役場民生課保健推進係
(7・5290)
- 渡島保健福祉事務所
子ども・保健推進課精神保健推進係
(0138・47・9547)

鹿部町地域包括支援センターからのお知らせ

■介護予防講演会開催のお知らせ

住み慣れた地域や場所です、いつまでも健康に暮らすことは誰しも願っています。そのためには病気やケガで介護が必要な状態になることを予防することが重要なことから、『認知症（ぼけ）予防と介護予防』というテーマで、介護予防講演会を開催致します。多数のご来場をお待ちしております。

日 時 平成19年2月16日（金）

午後2時～午後3時30分まで（午後1時30分受付開始）

講 師 鹿部中央公民館（大ホール）
石井 敏明 氏（函館協会病院 心療内科 医師）

次のとおり送迎車を運行します。

【大岩・鹿部方面】		【本別・宮浜方面】	
下大岩バス停前	13:20	鹿部口イヤルホテル前	13:20
渡辺良次宅前	13:21	出来潤会館前	13:28
和田泰治宅前	13:22	小笠原和夫宅前	13:29
川村商店前	13:23	蓬萊谷商店前	13:30
盛田武一宅前	13:24	米本泰弘宅前	13:32
シシペ生活館前	13:26	中央本別バス停前	13:33
岩井一雄宅前	13:27	宝光寺前	13:35
中居敏夫宅前	13:28	ダイジユウ松本商店前	13:37
渡島信金前	13:30		
葛西商店前	13:32		



■介護予防教室

「高齢者体力向上トレーニング教室」を開催しました。

高齢者体力向上トレーニング教室を昨年10月から12月の毎週1回、総合体育館において開催しました。

教室には、65歳以上の方、約15名が継続して3か月間参加し、町地域包括支援センター職員や町保健師、渡島保健所の理学療法士、町内の在宅看護師らとともにトレーニングを実施しました。

教室では、初回と最終回に体力測定を実施し、健康チェック後にスタッフの指導のもとでストレッチ体操、筋力トレーニング等を実施し、可能な方は教室以外でも自宅での運動を実施しました。

皆で実施することで継続できたという達成感を持った方や足の痛みが和らぎ歩行がしやすくなったと感じている方もおり、今後も継続して実施していきたいという意見が聞かれました。参加者の体力や体調に合わせて膝・腰に痛みのある方も無理なく継続して運動をすることができました。



■ □ ■ □ ■ 国民健康 保険 だより No.2 ■ □ ■ □ ■

医療費が高額になったときは？

同じ月内に、下表の自己負担限度額を超えて一部負担金を支払った場合には、申請により限度額を超えた額が支給されます。
(申請書は鹿部町ホームページよりダウンロードできます。)



表1 自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額 (月額)	
上位所得者	$150,000円 + (かかった医療費 - 500,000円) \times 0.01$	(83,400円)
一 般	$80,100円 + (かかった医療費 - 267,000円) \times 0.01$	(44,400円)
低 所 得	35,400円	(24,600円)

()内の83,400円、44,400円、24,600円は年4回以上高額療養費に該当した場合の4回目以降の限度額です。

表2 70歳以上の方の自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額 (月額)	
	外来 (個人ごと)	世帯単位 (入院と外来があった場合等の限度額)
現役並み所得者	44,400円	$80,100円 + (かかった医療費 - 267,000円) \times 0.01$ (44,400円)
一 般	12,000円	44,400円
低 所 得	8,000円	24,600円
		15,000円

()内の44,400円は年4回以上高額療養費に該当した場合の4回目以降の限度額です。

■所得区分の説明

- ◎上位所得者……………同じ世帯に属する被保険者の基礎控除後の総所得金額等の合計が600万円を超える世帯
- ◎現役並み所得者……………「国民健康保険高齢受給者証」に3割と記載されている方
- ◎一般……………上位所得者、現役並み所得者、低所得、低所得、低所得に該当しない世帯
- ◎低所得及び低所得 ……住民税非課税世帯
- ◎低所得 ……住民税非課税世帯で、世帯の所得が一定基準以下の方

～国保・老健・医療費助成
に関するお問い合わせ先～

鹿部町役場 民生課健康保険・年金係

T E L 01372-7-5290

F A X 01372-7-3086

自己負担額の計算方法

- ① 暦月ごとの計算
- ② 同じ医療機関ごとに計算
- ③ 同じ医療機関でも内科と歯科、入院と通院は別計算
- ④ 入院時の食事代等や差額ベッド料等は対象外



— 今 月 の 納 期 —

【国民健康保険税 第9期分】
納期限は2月28日(水曜日)です。
「期限内完納にご協力をお願いします。」
役場 税務課 電話 7-5292

法務局なんでも相談所の開設

と き 平成19年2月3日(土)
午前10時から午後3時30分まで
と ころ 函館市民会館展示室
(☎0138-57-3111)
問 合 せ 函館地方法務局総務課
(☎0138-23-7511 内513)

確定申告のお知らせ

平成18年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付が2月16日(金)から、贈与税の相談及び申告書の受付が2月1日(木)から始まり、所得税の確定申告の相談、申告書の受付及び納付の期限は3月15日(木)、贈与税の相談、申告書の受付及び納付の期限は3月15日(木)、消費税及び地方消費税(個人事業者)の確定申告の相談、申告書の受付及び納付の期限は4月2日(月)ま

です。
確定申告等は、前年の「申告書の控え」や「確定申告の手引き」などを参考に「ご自分で作成し、お早め提出して下さい。」
また、確定申告書は、国税庁HP【<http://www.nta.go.jp>】の「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成することが出来ます。
作成した申告書は、送付により提出できます。
税務署の閉庁日(土・日曜日・祝日等)は、税務署での相談は行っておりませんので、ご注意ください。
また、申告書を提出される



場合は、「送付」又は税務署の「時間外文書收受箱」をご利用ください。

便利な国税電子申告・納税システム(e-Tax)を是非ご利用ください!

e-Taxは、インターネットができるパソコンがあれば、税務署に出かけることなく、国税に関する各種手続き(所得税などの申告、全税目の納税、各種申請・届出等)が自宅などから行うことができます。
また、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等データをそのまま引き継いで電子申告をすることが出来ます。
この機会に是非e-Taxをご利用ください!
手続等の詳しい内容はe-Tax ホームページ【<http://www.e-tax.nta.go.jp>】をご覧ください。

平成18年分の所得税から適用される主な改正事項

定率減税について
平成11年以降、景気対策のために継続されてきた定率減税が2分の1に縮減されています。
定率減税額は、所得金額から所得控除を差し引いた残りの所得に応じた税率で算出された所得税額の10%相当額(12万5千円を限度)となります。
寄附金控除について
公益的な活動を行う団体への寄付を行いやすくするため、所得税の寄附金控除の適用下限額が5千円に引き下げられています。
詳しくは、函館税務署個人課税部門(☎0138-31-3741)又は税務相談室函館分室(☎0138-56-7755)にお問合せください。

ゴミの減量・分別にご協力を！

「まな板」の分別変更について

「まな板」については、「燃やせるゴミ」として排出するようお願いしていましたが、焼却処理過程において、硬すぎて前処理の破砕ができないなどの支障を来すことがわかりました。このため、「まな板」は今後、『粗大ゴミ』として排出してください。

「まな板」(木製・プラスチック製ともに)・・・粗大ゴミ
粗大ゴミ申し込み電話 最終処分場 7 - 3584 (または役場民生課 7 - 5290)



ルール違反シールを貼られた収集袋は再分別を！！

分別が悪くルール違反シールを貼られた収集袋がステーションに長期間放置されているところが目立ちます。このようなものは、排出者の責任の下、再分別して排出していただくをお願いします。

また、居住地域以外のステーションに排出している例が多く見受けられ、排出された町内会で処理に苦慮している事例が発生しております。ゴミを排出する際は、居住する地域の決められたステーションに排出ください。

ゴミに関するお問い合わせは、役場民生課 7 - 5290まで



12月のゴミ取扱量 (一般ゴミ)	
全体	101.21 t
(昨年度同月取扱量101.09 t 約0.1%増)	
うち 可燃ゴミ	71.87 t
うち 資源ゴミ	25.85 t
うち 不燃ゴミ	3.49 t



森警察署ニュース



「安全・安心 北海道」 道民とともに、道民のために

森警察署管内では、平成18年中刑法犯認知件数が前年比 - 30件と2年連続で大幅に減少させることができました。

これは地域のみなさんのご協力があったからこそと思われます。

今年も、犯罪の発生件数を1件でも多く減少させるためには、地域のみなさんのご協力が必要となります。

一人ひとりの防犯意識を向上させ、犯罪のない明るいまちづくりを一緒にしていきましょう。

平成18年中の犯罪発生状況

	全刑法犯 認知件数	窃盗犯認知件数			
		侵入盗	車上狙い	自動車盗	計
町内	23件	7件	4件	0件	21件

平成18年中の交通事故発生状況

	発生件数	死者数	傷者数	物損事故
町内	6件	0人	29人	85件

ストップ・ザ・交通事故死！～3年連続ワーストワン返上

○冬道の安全運転のポイント

- ・スピードダウンの励行！
 - ・車間距離の十分な保持！
 - ・急発進、急ブレーキ、急ハンドル、急加速の禁止
- 高齢歩行者の事故防止
- ・夜行反射材の着用



2月～3月の行事予定カレンダー

2月16日(金)	Ⓜ 介護予防講演会 中央公民館 14:00～	3月1日(木)	Ⓜ 人権相談 中央公民館 受付時間 9:00～12:00
17日(土)		2日(金)	Ⓜ バンビ教室 中央公民館 受付時間 10:00～
18日(日)	Ⓜ 小学生サッカー大会(小3～6年生) 総合体育館 9:00～	3日(土)	
19日(月)	Ⓜ チャレンジバドミントン(小4～6年生) 総合体育館 15:00～	4日(日)	
20日(火)	Ⓜ 歩くスキースの集い(一般) 町内各所 10:00～	5日(月)	Ⓜ チャレンジバドミントン(小4～6年生) 総合体育館 15:00～
21日(水)	Ⓜ 健康相談 本別中央会館 受付時間 10:00～11:30 Ⓜ " いこいの湯 " 13:30～15:30	6日(火)	
22日(木)	Ⓜ BCG・三種混合・麻疹風疹混合ワクチン予防接種 総合体育館保健室 受付時間 13:00～14:30	7日(水)	Ⓜ 健康相談 本別中央会館 受付時間 10:00～11:30 Ⓜ " いこいの湯 " 13:30～15:30
23日(金)	青少年健全育成町民の集い(町民) 中央公民館 18:00～	8日(木)	Ⓜ 1歳6ヶ月児健診 総合体育館保健室 受付時間 13:00～13:30
24日(土)		9日(金)	
25日(日)		10日(土)	
26日(月)	Ⓜ チャレンジバドミントン(小4～6年生) 総合体育館 15:00～	11日(日)	
27日(火)	Ⓜ 歩くスキースの集い(一般) 町内各所 10:00～	12日(月)	Ⓜ チャレンジバドミントン(小4～6年生) 総合体育館 15:00～ Ⓜ 高齢者カレッジ【絵手紙】(60歳以上) 総合体育館 10:00～
28日(水)	Ⓜ 健康相談 本別中央会館 受付時間 10:00～11:30 Ⓜ " いこいの湯 " 13:30～15:30 第9期国民健康保険税納付期限日 第8期介護保険料納付期限日	13日(火)	
		14日(水)	Ⓜ 赤ちゃん健診 総合体育館 受付時間 13:30～14:00
		15日(木)	

※行事日程等について、施設等の都合により変更となる場合がございますので、行事に参加される場合は、事前に担当課へ確認願います。

◆お問い合わせ先略称◆ Ⓜ中央公民館 (TEL 7-3124) Ⓜ役場民生課 (TEL 7-5290、5291)
Ⓜ総合体育館 (TEL 7-3988)

発行／鹿部町

編集／総務・防災課 製作／榎三和印刷

(注)お誕生、おくやみ欄についての掲載は、役場民生課窓口で掲載承諾を頂いて載せております。

工藤	小林	佐藤	氏名	享年	住所
ト	信	勝	子	七	鹿
シ	義	子	七	六	部
子	さん	さん	六	歳	
七	八	七	歳		
六	九	六	歳		
歳	歳	歳			
本	宮	鹿			
別	浜	部			



おくやみ
もうしあげます

種崎	木村	工藤	氏名	保護者	住所
心	蒼	妃	名		
奈	珠	莉	名		
ちゃん	くん	ちゃん			
隆	亮	秀			
太	太	俊			
本	本	鹿			
別	別	部			



おたんじょう
おめでとう

世帯と人口

平成18年12月31日現在
()は前月比です

世帯数	1,823世帯 (±0)
男	2,350人 (+1)
女	2,477人 (+1)
計	4,827人 (+2)

65歳以上の人口	1,125人
高齢化率	23.3%

鹿部町ホームページアドレス

<http://www.town.shikabe.lg.jp/>

Eメールアドレス

info@town.shikabe.lg.jp